

# 令和5年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月7日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年3月13日（午前9時30分）

## 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

## 5. 不応招議員

なし

## 6. 出席議員

応招議員に同じ

## 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	前田武博
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	才所潤一
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
企画課長	丸山英明	建設課参事兼 国県道対策室長	園田和広
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	産業課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
会計管理者兼 税務会計課長	中島久見	教育委員会事務局 子ども課長	樋口尚寿
環境課長	小松朋雄	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾勝昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	本多弘和
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

日程第1 議案第21号 令和5年度広川町一般会計予算について  
日程第2 議案第22号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計予算について  
日程第3 議案第23号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第4 議案第24号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計予算について  
日程第5 議案第25号 令和5年度広川町水道事業会計予算について  
日程第6 議案第26号 令和5年度広川町下水道事業会計予算について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第3号のとおりであります。

日程第1～第6 議案第21号～議案第26号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1. 議案第21号 令和5年度広川町一般会計予算についてから  
日程第6. 議案第26号 令和5年度広川町下水道事業会計予算についてまでを一括議題にし  
たいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1．議案第21号から日程第6．議案第26号までを一括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

では、皆さんおはようございます。議案第21号 令和5年度広川町一般会計予算について御説明申し上げます。

令和5年度当初予算編成につきましては、4月に町長選挙が実施されることを考慮し、経常的な経費を中心として住民生活に密着した緊急性の高い事業に限った骨格予算として提案させていただいております。

政策的な経費につきましては、改めて6月定例会に提案させていただく予定としております。

予算書1ページをお願いします。

今年度の一般会計予算については、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算総額7,967,051千円で御提案いたします。前年度予算と比較すると1,565,352千円、約16.4%の減となっております。

第2条 債務負担行為につきましては、予算書7ページのとおり、事務用端末リプレース事業をはじめ、12の債務負担行為をお願いするものです。

第3条 地方債につきましては、予算書8ページのとおり、11の起債の目的ごとに、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定め、総額292,100千円の地方債をお願いするものです。

第4条は歳出予算の流用について定めたものであり、給料、職員手当等及び共済費について、地方自治法第220条第2項ただし書による項の経費の流用を定めたものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款．町税は、前年度より約0.8%、20,229千円の増収を見込み、2,406,424千円を計上しております。

2款．地方譲与税は76,318千円、3款．利子割交付金は400千円、4款．配当割交付金は12,000千円、5款．株式等譲渡所得割交付金は10,000千円、6款．法人事業税交付金は43,000千円を計上しております。

7款．地方消費税交付金は470,000千円、8款．ゴルフ場利用税交付金は6,000千円、9款．環境性能割交付金は7,000千円、10款．地方特例交付金は25,612千円を計上しております。

3ページをお願いします。

11款．地方交付税につきましては、地方財政計画や町税の状況等により、前年度より45,000千円増の1,640,000千円を計上しております。

13款．分担金及び負担金は46,768千円、14款．使用料及び手数料は44,398千円を計上しております。

15款．国庫支出金は1,177,318千円、16款．県支出金は912,363千円、17款．財産収入は6,261千円、18款．寄付金は222,000千円、19款．繰入金は252,676千円を計上しております。

4ページをお願いします。

20款．繰越金は1億円、21款．諸収入は216,413千円、22款．町債は292,100千円を計上し

ております。

続きまして、5ページ、6ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款. 議会費は、前年度より21.5%減の90,854千円を計上しております。

2款. 総務費は、1項. 総務管理費における庁舎建設事業の減などにより1,196,089千円減少し、1,217,275千円を計上しております。

3款. 民生費は前年度より約1.3%増の3,329,063千円、4款. 衛生費は671,249千円を計上しております。

5款. 農林水産業費は442,612千円、6款. 商工費は前年度より約15.4%減の113,596千円を計上しております。

7款. 土木費は、骨格予算のため前年度より約41.3%減の382,852千円を計上しております。

8款. 消防費は385,981千円、9款. 教育費は前年度より約3.8%増の613,446千円、11款. 公債費は710,123千円を計上しております。

なお、12款. 予備費には10,000千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、9ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

また、163ページ以降には、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をつけております。

昨年と同様に予算説明資料を事前に配付しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。

議案第22号 令和5年度広川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、2,494,710千円を計上しております。前年度と比較すると135,377千円、約5.1%の減となっており、主な要因としては、被保険者の減少によるものです。

第2条は歳出予算の流用を定めたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2ページをお願いします。

1款1項. 国民健康保険税524,282千円、6款1項. 県負担金1,760,516千円、10款1項. 他会計繰入金167,416千円、2項. 基金繰入金39,061千円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお願いします。

1款1項. 総務管理費は、職員の人件費や事務的経費に要する予算で、36,203千円を計上しております。

2款1項. 療養諸費は1,508,570千円、2項. 高額療養費は216,205千円、4項. 出産育児諸費は10,000千円を計上しております。

3款1項. 医療給付費分は479,852千円、2項. 後期高齢者支援金等分は143,963千円、3項. 介護給付金分は58,369千円を計上しております。

6款2項. 特定健康診査等事業費は33,286千円、9款1項. 償還金及び還付加算金は2,090千円を計上し、10款1項. 予備費の1,000千円までの総額2,494,710千円の予算としております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第23号 令和5年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、317,307千円を計上しております。前年度と比較すると11,955千円、約3.9%の増となっております。主な要因といたしましては、被保険者の増加及び医療の高度化、高額薬剤の保険適用によるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款1項. 後期高齢者医療保険料232,246千円、4款1項. 一般会計繰入金80,801千円、5款1項. 繰越金4,000千円が主な歳入となります。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金315,572千円が主な歳出となっております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第24号 令和5年度広川防災ダム管理特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

広川防災ダム管理特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、17,416千円を計上しております。前年度と比較すると14,333千円、約45.1%の減となっており、県営で実施しているダム設備長寿命化事業の負担金の減が主な要因となっています。

第2条 地方債につきましては、予算書4ページのとおり、県営防災ダム整備事業負担金を目的として、限度額を400千円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2款3項. 県委託金7,089千円、4款1項. 一般会計繰入金9,727千円、5款1項. 繰越金200千円、7款1項. 町債400千円を計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費15,985千円、2款1項. 公債費1,231千円、10款1項. 予備費200千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第24号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第25号 令和5年度広川町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業におきましては、1月末現在で6,091戸、1日平均で約4,300立方メートルの水を供給しております。一般住宅、共同住宅建設による使用者の増、地下水から上水道への切替え、便所の水洗化等によりまして、水量が増加している状況であります。

本年度も水道施設の適切な維持管理、給水サービスに努め、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。

整備面では水圧不足箇所の配水管のループ化等を実施いたします。

予算書1ページをお願いします。

今年度の予算総額は420,753千円で、前年度に対して20,035千円、率にして5%の増額であります。

第2条では業務の予定量を定めております。

給水戸数6,200戸、年間総給水量157万3,800立方メートル、1日平均給水量4,300立方メートルと定めております。

第3条 予算の収益的収支は61,766千円でございます。

第4条 予算の資本的収支では70,484千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

第5条では、債務負担行為について、令和5年度で終了するメーター検針等業務委託ほか2件の事項を定めております。

第6条では、議会の議決を経なければ流用をすることができない経費を定めております。

第7条では、一般会計から補助を受ける金額を180千円と定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第25号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 令和5年度広川町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道整備状況は、令和4年度末で318.8ヘクタール、既存の全体計画のうち約71%の面整備が完了しました。

また、利用件数は令和5年1月末現在で2,528件となっております。現在、智徳地区の整備を進めており、令和5年度については県道久留米筑後線の西側の地域を施工予定です。

予算書1ページをお願いします。

本年度の予算総額は837,190千円で、前年度に対して201,559千円、率にして31.7%の増額であります。

業務の予定量は、処理戸数2,550戸、年間有収水量83万2,900立方メートルを予定しております。

主要な建設改良事業は、管路建設費311,800千円、流域下水道の建設負担金230,309千円となっております。

第3条 予算の収益的収支は5,756千円でございます。

第4条 予算の資本的収支では134,361千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

第5条では、債務負担行為について、令和5年度で終了する下水道会計システム、賃借料ほか1件の事項を定めております。

第6条では、企業債の限度額等を定めております。

第7条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第9条では、一般会計から補助を受ける金額を176,147千円と定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町下水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

全会計の予算説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は各会計別に行います。

まず、広川町一般会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

### ○5番（江藤美代子）

来年度予算は町長選挙の関係で経常的な経費や住民生活に関連した緊急性の高い事業に限った骨格予算とされていますが、総額7,967,051千円の予算案になっています。この額は、コロナ対策以前の平年並みの予算規模ではないかと思えます。これで骨格予算と言えるでしょうか。町長選挙後に政策的な経費が立てられる余裕はございますでしょうか。また、可能性として、そのためにはどのような財源が考えられますでしょうか。

もう一点お尋ねします。ふるさと納税についてです。

納税の目標額を220,000千円としています。4年度の歳入補正額では152,000千円という額でした。この額から見て、この目標額は妥当な金額でしょうか。どのような考えでこの数字を出されてあるのか、お伺いします。また、その220,000千円という目標を達成するためにどのような対策を考えてありますでしょうか。

2点お尋ねします。

### ○議長（野村泰也）

総務課長。

### ○総務課長（鹿田 健）

それでは、前半の御質問について御回答させていただきます。

まず最初に、コロナ禍前の予算規模が今の骨格予算の金額であるということについての御質問ですが、コロナ禍の時点においても経常的な経費、特に自立支援給付費等を見ますと、かなりの予算が必要となってきている状況がございます。経常的な経費を積み上げた金額が今御提案している金額でございますので、コロナ禍前との比較は一概にはできないのかなというふうに思います。

それから、政策的経費の財源等につきましての御質問の部分ですが、今現在で御準備している政策的な経費が550,000千円ほどございます。そのうち半分につきましては、国県支出金、それから、地方債等の特定財源、残りは一般財源を準備しているところでございます。一般財源分につきましては、財政調整基金を繰り入れる予定としております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

企画課長。

**○企画課長（丸山英明）**

ふるさと納税に関する部分の御質問でございますが、確かに令和4年度目標220,000千円のところ、決算見込みによりまして70,000千円ほど減額をさせていただきました。

この目標、または5年度も220,000千円という目標を掲げておりますけれども、確かに目標といたしましては高い目標になっていると私どもも感じております。しかしながら、令和5年度の課の重点施策にもこのふるさと納税の強化ということを掲げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、この220,000千円が妥当かと言われると疑問符もつきますが、これを目標にふるさと納税に取り組んでいきたいと考えております。

その中で、達成の対策としてあるのかということでございますけれども、令和4年度にポータルサイト等を増やしまして、それが今年度、2年目になりますので、そちらのほうへの強化、何よりもふるさと納税の返礼品の新規開拓というところを目標としております。

それと、新たに試行中ではございますけれども、店舗型での納税システムを導入していきまして、目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

別件で歳出部分の116ページの商工費の2目、商工振興費というのがございまして、持続化緊急支援事業で、説明資料によりますと、不正受給者の調査に係る郵便代100千円とございますが、調査というのがどういう内容なのか。現在、町の支援事業で不正があったという事実があるのか、まだそれは分からないから調査をするのか、そこを少し詳しく教えてください。

もう一点、ふるさと創生基金が104,400千円ございます。この基金をいつどのように活用するのか、計画はございますでしょうか。鶴寿奨学会基金もございますけど、現在、奨学金に使われておりません。今、親からの仕送りもなくなって、アルバイトが日常不断になってしまっている学生という話もたくさん聞きます。このような人たちに基金を有効に使って、人材育成の観点からも給付型の奨学金を使ってはどうかと思いますけど、この点についてはいかがでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

産業課長。

**○産業課長（井上新五）**

まず、持続化給付金の関係になりますが、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました単独事業に対する会計検査というのが全国的に行われております。その中で、国の補助事業等に上乗せした補助、こういった町が実施する分については不正受給等の可能性もあるため単独で調査をなさいということで指摘がございましたので、令和5年度については、この持続化給付金を受け取られた方に対して第三者、国とか県の機関に調査を確認するための同意書をいただく郵便代になります。



以上でございます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

ふるさと創生基金の分について御回答いたします。

今御質問ございましたけれども、現在、その使用というか、繰入れについての計画はございません。今後、必要に応じてまた計画等をやって使わせていただくことになるかも分からないと思います。

以上になります。

○議長（野村泰也）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町一般会計予算の質疑を終わります。

次に、広川町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

次に、広川町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を終わります。

次に、広川町水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町水道事業会計予算の質疑を終わります。

次に、広川町下水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町下水道事業会計予算の質疑を終わります。

以上で一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第21号については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を

設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、本案については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時2分 休憩

午前10時4分 再開

**○議長（野村泰也）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会の委員はお手元に配付しております名簿のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案第24号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第22号、議案第23号の特別会計、議案第25号及び議案第26号の会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第24号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第22号、議案第23号の特別会計、議案第25号及び議案第26号の各会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は3月22日9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午前10時5分 散会